

さいたま国際芸術祭2023 市民プロジェクト 公募プログラム募集要項

1 公募プログラムとは

この公募プログラムは、「さいたま国際芸術祭」の「共につくる、参加する」というコンセプトのもと、さいたま国際芸術祭実行委員会がアーツカウンシルさいたまとの連携のもとで、市内で開催される文化芸術活動と共に芸術祭をつくりあげるためのプログラムです。

「さいたま国際芸術祭2023」のテーマ「わたしたち」を踏まえ、芸術祭期間中に、市内において、あらゆる人に、文化芸術を創造・享受する機会を提供し、心豊かに生活できるまちの創出につながる事業(プロジェクト)を発表したいという意欲にあふれる個人又は団体を募集します。



2 募集期間

2023年2月7日（火）から3月7日（火）まで

3 応募資格

プロ・アマ、個人・団体の別は問いません。

ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 市内で文化芸術活動を行っている者又は、市外に於いて文化芸術活動の十分な実績を有し、当該活動を本市において展開しようとする者。
- (2) 団体の場合にあっては、規約若しくは会則又はこれらに代わるものを有すること。
- (3) 特定の政党活動又は宗教活動を行っていないこと。
- (4) 租税を滞納していないこと。

※ 次のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）
- (3) 役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。）のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

4 応募することができる事業(プロジェクト)の要件

応募することができる事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) さいたま市内において公開により展開し、市内外へ広く発信することができるもの。
- (2) 事業の実施者が、展開に必要な会場を確保することを基本とするが、会場使用に許認可を要する事業は、提案段階での応募も可とする。

※ 次のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- (1) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する事業
- (2) 営利を主たる目的とする事業
- (3) 寄附を目的とする事業
- (4) 学校、企業、事務所及びこれらに準じる団体の内部で実施する事業

- (5) 教授所、教室等が行う稽古事、習い事等の発表会、団体の通常の総会、集会、講習会等
- (6) シンポジウム、講習会、出版、又は収集に限られる事業
- (7) さいたま市やアーツカウンシルさいたまが交付する補助金、助成金等を受けて実施する事業
- (8) さいたま国際芸術祭2023において、他のプログラム/プロジェクトに関わる予定の事業

5 募集する事業のコース

負担金額（事業予算にかかわらず原則として定額を負担）に応じた3つのコースを設定するので、応募に際して選択してください。

コース	交付金額（原則として定額）
A	10万円
B	30～50万円
C	100～300万円

※負担額は10万単位で交付します。

<対象経費>

項目	細目	内訳
作品借料	作品借料	作品借料（保険加入が必須条件の場合のみ保険料、通関費を含む）
美術、映像、作品制作費	美術、映像、作品制作費	アーティストフィー、美術作品制作費（制作材料費含む）、映像作品制作費（撮影費、フィルム関係費、機材レンタル料、ロケーション費等含む）
出演、音楽、文芸費	出演費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、俳優・舞踊家・後見等出演料等
	音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
	文芸費	演出料、構成料、監修料、振付料、舞台監督料、照明プラン料、音響プラン料、舞台美術・衣装デザイン料、映像製作費、演出等助手料、脚本料、翻訳料、プロデューサー料、キュレーターフィー、コーディネーター料、企画制作費、著作権使用料等、音声ガイド製作費、字幕製作費 （※）企画制作費は、事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、助成対象事業における企画・制作に直接関わるスタッフ人件費が対象となる。

会場、舞台、 設営、運搬費	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、稽古場借料、その他会場費（当日会場内で使用する消耗品） ※搬入、搬出までの期間で必要な範囲に限る。 ※申請者等が設置し、又は管理する会場施設で活動を行う場合の会場使用料は対象外とする。
	舞台費	大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、照明機材費、音響機材費、映像機材費・字幕費、衣装製作費、装束料、かつら費、メイク費、履物費、器材借料、オンライン配信費、音声ガイド機材費、バリアフリー機器借料等 ※搬入、搬出までの期間で必要な範囲に限る
	上映費	上映費、映像機材借料
	設営費	会場設計費（展覧会グラフィックス制作費、展覧会インストール費を含む）、会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金、展示機材レンタル費、音声ガイド設営費等 ※搬入、搬出までの期間で必要な範囲に限る
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品梱包・運搬費（保険加入が必須条件の場合のみ保険料を含む）等 ※搬入、搬出までの期間で必要な範囲に限る。 ※個人所有の車を利用した場合は対象外とする。
謝金、保険、 旅費等	謝 金	講師謝金、翻訳謝金、通訳謝金、原稿執筆謝金、会場整理員謝金、映写技師謝金、ガイドスタッフ謝金、監視員謝金、託児謝金、税理士・公認会計士謝金（当助成プログラムの会計報告費に限る）、手話通訳謝金、介助士謝金、等
	保険料	事業実施内の参加者等に係る催事保険料
	旅 費	渡航費（燃油特別付加運賃等含む）、交通費、レンタカー代、宿泊費、日当（宿泊を伴う場合のみ）、ビザ（査証）取得経費（対象事業の実施に必要なもののみ、福祉タクシー代等
	物品借料	レンタル業者やリース業者等への支出、バリアフリー機器借料（当該業者が発行する書類において賃借物の内容、賃借期間等が確認できるものに限る）
通信、宣伝費等	通信費	開催案内に係る送付料、出演募集案内に係る送付料 ※送付先を確認する場合があります。 ※送付物を1部提出すること。
	宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、デザイン費、特設webサイトデザイン費等
	印刷費	プログラム・パンフレット印刷費、台本印刷費、活動関係資料印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、点字資料作成費等 ※申請者等の所有する機材による印刷の場合は対象外とする。 ※印刷物を1部提出すること。

		※印刷物の名称、単価や部数が確認できるものに限る。
	記録費	録画費、録音費、写真費、アーカイブ製作費（有料頒布を行わない記録物の作成経費）等 （※）有料頒布する記録物（展示の図録等）や複製販売物（CD、DVD及び書籍等）の製作が、申請する事業の主たる目的の中に含まれており、その製作数全品の売上額が製作費を上回らず、また発行元・発売元が申請者である場合に限り、それらの作成経費は助成対象経費（記録費）として認める。

※対象事業の実施にあたって、新型コロナウイルス感染拡大防止のために必須となる予防用品費、消毒関係費、感染症対策用品費、検査費（出演者・スタッフのPCR検査、抗原検査費用）、委託費・機材借料（無観客公演等の実施のうち、撮影／編集／配信作業の制作会社への委託及びこれに係る機材を借用し、不特定多数に公開した場合）については、助成対象経費として計上可能です。

（注意事項）

次の経費のほか、類似した経費も対象外となりますので、ご注意ください。該当しない経費については、別途お問合せください。

- 個人申請の場合の、申請者本人の報酬
- 有料頒布する公演パンフレット等の作成経費（原稿執筆謝金、印刷費等）
- 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等）
- 自ら設置し又は管理する会場施設・稽古場で行う場合の会場使用料、稽古場使用料
- 海外傷害保険 等
- 団体や個人の財産となるものの購入費（美術作品の購入費及び製作費、楽器購入費、衣装購入費、機材購入費、事務機器・事務用品の購入・借用費、CD・書籍等資料購入費、他、備品の購入費等）
- 事務所の維持費・管理運営費（事務所賃料、職員給与等人件費、webサイト運用費等）
- 行政機関・金融機関に支払う手数料（パスポート取得経費、印紙代、振込手数料、領収書発行手数料、決裁手数料、海外送金手数料等）
- 飲食に係る経費（取材・打合せ時の飲食代、接待費、交際費、レセプション費、打ち上げ費、ケータリング・弁当等）
- その他（個人への支給品代、記念品代、出演者への花束代、クリーニング代、ガソリン代、電子マネーカードへのチャージ料等）
- 予備費・雑費等、使途が曖昧な経費

6 応募方法

郵送又は持参により、必要な書類等を揃え、公募プログラム応募窓口「さいたま国際芸術祭実行委員会事務局」まで提出してください。

(1) 提出物

次の書類等を、紙媒体及び電子データにて提出してください。

- ① 公募プログラム企画提案書（別記様式あり）
- ② 構成員名簿（団体の場合）
- ③ 前年度分の財務諸表、規約、会則等（団体の場合）
- ④ 過去の活動実績が分かる書類
- ※ ②、③、④の書類は任意様式

提出物の書式は、さいたま国際芸術祭2023 WEBサイト「<https://artsaitama.jp/>」にて公開中。

(2) 提出物の規格等

- ① 紙媒体：日本産業規格A4判で各2部
- ② 電子データ：CD-R又はDVD-R等

ファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、mp.3、mp.4又はPDFとしてください。

(3) 提出先

〒336-0024 埼玉県さいたま市南区根岸1-7-1-4階

さいたま国際芸術祭実行委員会事務局

（公益財団法人さいたま市文化振興事業団 国際芸術祭推進課内）

担当：アーツカウンシルさいたま

(4) 提出期限 2023年3月7日（火）消印有効

(5) 注意事項

- ① 提出物は、日本語で作成してください。
- ② 「公募プログラム企画提案書」に記載する総事業費は、日本国通貨を単位として積算してください。
- ③ 提出の際は、必ず事前にアーツカウンシルさいたま（048-767-5350）までご連絡ください。
- ④ 持参の場合の受付時間は、火曜～土曜 9時から17時まで（12時から13時までを除く）とさせていただきます。

7 応募に関する説明会

公募プログラム実施、応募に関する説明、応募を検討する者からのご相談を、下記の日程で承ります。

- ① 2月10日(金) 19:00～20:00 会場：さいたま市文化センター(3階大集会室)
- ② 2月18日(土) 11:00～12:00 会場：RaiBoC Hall (市民会館おおみや5階情報発信コーナー)

応募に関する詳細は、さいたま国際芸術祭2023 WEBサイト「<https://artsaitama.jp/>」にて公開中。

8 選考

アートカウンスルさいたまによる書類審査を経て、対象事業を決定します。なお、ご応募頂いた企画内容により、書類審査の後、ヒアリング又はプレゼンテーションを行っていただく場合があります。審査項目は、次の通りです。

■評価要素の考え方

必須項目	主な審査の着目点
① 実施体制	事業計画を遂行するための、統括責任者(事業担当者)、広報担当者、経理担当者などの執行体制や役割分担ができていること。
② 事業計画	事業の実施にあたり、必要な内容を網羅した事業計画を立案していること。

■評価要素の考え方

加点項目	主な審査の着目点
① 意義	事業の趣旨・目的及び内容が、芸術祭の目的に照らし合わせ、相応しいものとなっているか。
② 創意工夫・継続性	○芸術文化への深い洞察があるか。 ○新たな表現を生む可能性や、社会に対する新たなアプローチを目指しているか。 ○継続的な活動とする工夫が見られるか。 ○社会からの関心を高めるためのアイデアはあるか。
③ 親和性	芸術祭のテーマ、目的、開催時期、開催エリア等と親和性のある提案がなされているか。
④ 地域性	さいたま市の地域性や特色を活かしたものとなっているか。
⑤ 実績	事業の実施に関する知見・ノウハウを有しているか。

⑥ 本市との所縁	本市あるいは県内に在勤、在学、在住である、又は過去居住、在勤、在学していたなど、何らかの所縁があるか。
⑦ 計画・実現可能性	○事業の趣旨・目的及び内容が具体的に設定され、実現性・妥当性があるか。 ○提案に対して妥当な経費が計上されているか。

9 結果通知

対象事業の決定後、10日以内に、全ての応募者に結果通知を送付します。

10 負担金の交付等

結果通知の送付後、決定した対象事業の実施者と協議の上、当該事業の実施について協定を締結し、実行委員会が、当該事業の実施に必要な経費の全部又は一部を、応募の際に選択したコースに基づき原則として定額負担します。

また、事業の実施に当たってはアーツカウンシルさいたまが許認可の申請に対するアドバイス等、事業の実現に向けた必要な支援を行います。

なお、事業実施後の負担対象経費の総計が交付金額より下回った場合の余剰金は、返還していただきます。

11 広報

採択された対象事業については、公募プログラムの公式ロゴを掲載し「さいたま国際芸術祭2023」の1事業として、芸術祭の公式WEBサイト、公式SNS、市報さいたま等により広報を行います。

採択された対象事業の、申請者又は申請団体が作成する広報印刷物、WEBサイト又はSNS投稿には、実行委員会が提供する公募プログラムの公式ロゴを必須掲載していただきます。

また、採択されなかった事業についても、市内で势力的に活動する文化芸術活動として、公式SNSにて紹介します。

12 スケジュール

1	公募開始	2023年2月7日(火)
2	応募期間	2023年2月7日(火)～3月7日(火)

		※説明会 ① 2月10日(金) 19:00～20:00 会場：さいたま市文化センター(3階大集会室) ② 2月18日(土) 11:00～12:00 会場：RaiBoC Hall (市民会館おおみや5階 情報発信コーナー)
3	審査期間	2023年3～6月予定 ※応募頂いた事業について、ヒアリングやプレゼンテーションを行っていただく場合があります。
4	対象事業決定・協定締結	2023年6月予定
5	制作開始	2023年6月下旬～9月予定
6	事業の展開	2023年10月7日～12月10日予定

※事業終了後、協定に基づき実施報告書を提出していただきます。

13 その他

- (1) 提出物の作成、送付等に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類等は、返却いたしません。
- (3) 提出物に記入された個人情報は、本事業の目的以外には使用いたしません。

【主催】

さいたま国際芸術祭実行委員会事務局
 (公益財団法人さいたま市文化振興事業団 国際芸術祭推進課内)
 〒336-0024 さいたま市南区根岸1-7-1
 TEL : 048-767-5411(受付時間 火～土9:00～12:00 13:00～17:00) / FAX : 048-767-5351
 E-mail : arts-festival@saitama-culture.jp
 HP : <https://artsaitama.jp/>

【書類提出先・お問合せ】

アーツカウンシルさいたま
 (公益財団法人さいたま市文化振興事業団アーツカウンシル課)
 TEL : 048-767-5350(受付時間 火～土9:00～12:00 13:00～17:00) / FAX : 048-767-5351
 E-mail : artscouncil@saitama-culture.jp
 HP : <https://saitama-culture.jp/aboutus/>